

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福	石 幸 生
		2番	大	森 正 良
		3番	上	田 陽 一
		4番	藪	内 孝 博
		5番	上	根 慶 万
		8番	寺	尾 孝 則
		9番	岸	本 利 博
		10番	賀	山 圭 子
		11番	北	村 凱 男
		12番	山	本 一 美
		13番	飯	野 幸 義

●農地利用最適化推進委員5人

15番	横	田 光 男
16番	宮	本 裕 澄
17番	河	本 俊一郎
18番	小	谷 幸 次
19番	藪	田 俊 博

4. 欠席委員 (5人)

6番	米	村 進 司
7番	濱	崎 智 熙
20番	上	田 芳 夫

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

5番 上 根 慶 万

9番 岸 本 利 博

日程第4 報告事項

①前総会(11月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③農業用施設設置報告

③公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について

日程第5 議事

- ①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について
- ②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について
- ③議案第3号 農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請の審議について
- ④議案第4号 令和3年度農用地利用集積計画第7号について
- ⑤議案第5号 令和3年度農用地利用配分計画第9号について

日程第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	飯野健治
局長補佐	前田悟史
主任	西川恵

事務局	<p>それでは、ただいまから令和3年度第9回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますが、ただいまの出席議員は14名中12名ということでございます。岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会の成立につきまして報告をさせていただきます。</p> <p>なお、7番の濱崎委員さん、20番の上田委員さんにつきましては、欠席をする旨の連絡をいただいております。6番の米村委員さんにつきましては、遅参する旨の報告をいただいております。</p>
事務局 会 長	<p>それでは、山本会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>今日、昨日は天気のほうは、暖かいようですが、また来週から寒くなるようでありまして。十分体には気をつけて、年末年始をお過ごしただけならなあと思っております。</p> <p>世の中新型コロナウイルスのオミクロンですか、新しい変異株が発生して、日本にも何か上陸するようなニュースが来ておりますけれど、水際対策を十分していただいて、ようやく収まりつつある新型コロナウイルスの影響も来年にはなくなるように、通常の業務ができるように願っておるところであります。</p>
議 長 事務局	<p>長々話すことは終わりにしまして、議事のほうに入らせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>これ以降の進行につきましては、農業委員会の会議規則によりまして会長が務めることになっておりますので、山本会長のほうに進行をお願いしたいと思います。</p>
議 長 議 長	<p>それでは、議事録署名委員の決定ですけれど、毎月の例によって私のほうで決めさせていただきますのでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、5番の上根委員、それから9番の岸本委員さんを指名します</p>

ので、お願いします。

議 長

では、報告事項のほうに入らせていただきます。

前総会のでんまつと農地法18条第6項による通知、それから農業用施設設置に対する報告、それから公共事業の施行に伴う附帯施設に係る農地転用についての報告をお願いします。

事務局

報告に入らせていただく前に、本日お配りしております資料でございますが、議案の差し替えを、大変申し訳ございませんが、3ページから6ページ、これを差し替えということで、4枚の資料、こちらの差し替えをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。あと、該当される方、農業委員会手帳をご注文いただいた委員の皆様にはお手元に配付しております。

以上でございます。

では、報告事項1から4につきまして、西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

そうしますと、資料のほう、差し替えた分の3ページです。

前回11月10日の総会のでんまつです。

1つ目に、非農地証明ということで、大谷地内の1件1筆の土地について、非農地証明についてお諮りして、承認していただいたものです。11月11日付で、申請者に非農地証明をお送りしております。

それから、2つ目ですけれども、3条4件7筆ということで、1件は岩井の空き家付随の別段面積を利用した分が1つと、あとは恩志、高山、新井の筆ですが、7筆ということで、全て売買による所有権移転についてお諮りしました。ご承認いただきましたので、11月11日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しております。

それから、3つ目ですけれども、5条があり、1件1筆。岩本地内の畑に関する住宅建築を目的とした転用についてお諮りし、承認いただきました。11月11日付で県の東部農林事務所のほうへ進達しております。その後、11月19日付で県の許可が下りまして、22日付で許可指令書を受領、それから24日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しております。

それから、4つ目は、農用地利用集積計画第6号ということで、5件8筆の申出についてお諮りし、決定いただきました。11月12日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しております。

それから、5つ目ですけれども、農用地利用配分計画第8号ということ

で、町のほうから意見を求められた農地中間管理事業に係る4件7筆についてお諮りしました。計画について特にはありませんでしたので、意見なしという形で11月11日付で町のほうに回答しております。

それから、4ページです。

4ページから6ページ、農地法18条6項の規定による農地についてということで受けております。ここが差し替えになった部分で、3点目に岩常西境縄手1129番の筆を追加をさせていただいております。

今回は、8件15筆の賃貸借契約の解約通知を受理しております。これらの筆については、上3件は相対の解約で、その中でも上2件は、この後議案第4号集積計画で、****さんが耕作をする予定です。3件目は、機構に貸し付けるものとなっております。4番以降が機構分の解約ですけども、4番、5番はこの後の議案第4号の集積計画で機構を通じた売買をするためのもの。それからあと、最後の10番から15番については、この後の議案第2号で3条申請をお諮りする筆となっております。

それから、3番目の農業用施設の設置報告につきまして、今回は2件出てきております。

議案と併せて資料1のほうをご覧ください。

まず、1点目ですけども、届出人は長郷の****さんです。届出の土地は、高住****、面積676平米のうち62平米を農機具倉庫として報告されます。場所と配置図面については、資料1の1ページです。山際のところに赤くつけていますが、ここが土地で、ほか2ページと3ページには、配置イメージ、設置する農機具倉庫の図面を掲載しております。

それから、2件目については、岩本****番の筆ですけども、こちらのほう、後ほど第2号議案で3条申請についてお諮りする筆となっておりますが、届出人は、鳥取市****さんの相続財産管理人、弁護士の****さんです。届出の土地は、先ほど申しました岩本****、面積1,048平米のうち、11.1平米を農作業、農機具小屋として利用していくものです。それから、場所と配置イメージについては、資料1の4ページ。町営住宅の前の筆になります。これは、後ほどお諮りしますけども、3条申請で受け手となる****さんという方が利用される予定となっております。

それから、最後、報告事項の最後ですけど、資料8ページです。

公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用ということで、1件1筆を受理しています。

こちらは、県道の岩美停車場河崎線（新井工区）ほか舗装工事に伴うものです。この工事に、新井****の畑を駐車場や資材置場、あと作業ヤードの一時転用をするものです。場所については、資料2の1ページで、赤く囲んであるところ、踏切を渡ってすぐのところですけども、こちらになります。届出者は鳥取県土整備事務所で、転用期間は令和3年10月12日から令和4年3月15日までとなっております。この筆については、後ほど

<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号で 3 条申請についてお諮りすることとなっています。 報告は以上です。</p> <p>報告は終わりました。 何か質問がありましたら。 ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>では、ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>第 1 号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局、説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。</p> <p>下記の通り非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であるとの認定を求めます。 令和 3 年 1 2 月 1 0 日提出。 西川より説明をさせていただきます。</p> <p>今回は、8 件 8 筆の非農地証明申請書が提出されて、受理しております。</p> <p>8 件 8 筆ですが、申請地域は固まっています、資料 3 のほうの 1 ページを見ていただけたらと思うんですけども、岩本の 1 7 8 号線沿いの一帯になります。こちらの赤い斜線で囲ってある部分の 8 筆となります。</p> <p>岩本****ほか 7 筆で、面積等については記載のとおりとなっておりますので、確認をしてください。この筆については、8 件 8 筆とも登記簿上は畑ですけども、大体 2 0 年以上前から耕作をしておらず、雑木や雑草等が繁茂して耕作できなくなっているとのこと。署名のほうは北村委員にいただいております。</p> <p>資料 3 の 2 ページのほうですね、こちらのほうに現況の写真をつけております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。 質疑を求めたいと思います。</p>

あります方は挙手をお願いします。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでございますので、採決のほうをさせていただきます。
それでは、ただいま提案がありました農地法の適用を受けない土地について、8筆についての賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ということで、処理のほうお願いをいたします。

それでは次に、第2号議案です。「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。

令和3年12月10日提出。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

今回は3件6筆の申請を受理しています。

1件目ですけども、1-1という番号が振ってある分です。申請地が大宇新井****番地、面積が220平米、登記地目は畑です。先ほど報告事項のほうで報告しました筆になりますけども、現在は公共事業の一時転用で、工事作業ヤードとして利用されています。申請者は、譲受人が岩美町新井の****さん。それから、譲渡人が岩美町新井の****さん。売買による所有権移転となっております。場所については、資料4の1ページをご覧ください。申請地1と書いてあるところですね。先ほども報告の中で出てきた場所となります。

許可要件については、資料2のほうに掲載しております。たくさん議案があるので、詳しい説明は割愛しますが、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しております。

それから、今後の予定、現在の状況と今後の予定ですけども、現在は一時転用中、取得後一時転用が終了する3月15日以降、春に向けてほぼ今

土が固くなっているのをほぐして、野菜を栽培予定とのことでした。

それから、続いて2件目です。2件目は3筆ありまして、浦富****、面積が944平米、それから浦富****、875平米、それから浦富****、面積が985平米、地目は3筆とも、登記、現況とも田となっています。申請者は、譲受人が岩美町恩志の****さん、譲渡人が****さんです。こちらも売買による所有権移転となっております。場所については、資料の1ページです。赤く囲っている三角の土地と併せた3筆です。申請地2-1から2-3ということです。

それから、許可要件については、同じく資料4の3ページです。今回、この譲受人ですけれども、農業を行いたいというふうに考えられていました、そんな時に、譲渡人****さんから農地を譲りたいとの相談を受けられたとのことでした。当面の間は、田植や稲刈りといった基幹作業については委託して、冬の草刈りや水の管理等の管理を行いながら、水稲作業について学んでいきたい。将来的には、自分で耕作をしていきたいと考えられています。

農地法の要件の全部効率要件ですけれども、先ほど言ったとおり、基幹作業のほうは委託で、日々の管理を本人と母親で行うとのことでした。そのほかについてですけれども、ご覧のとおりとなっております。

それから、申請地の現状と今後の予定ですが、今年度も水稲を作付してきておりまして、今後も水田として利用予定とのことでした。

それから、3点目です。3点目は、岩本、2筆あります。

申請地は、岩本****、面積は117平米。それから、同じく岩本****、面積は1,048平米。こちらは、両方とも登記、現況とも畑となっています。売買による所有権移転でして、申請者は、譲受人は岩本の****さん、それから譲渡人は鳥取市の****さん相続財産管理人、弁護士の****さんです。場所については、資料4の4ページ、赤いところで申請地3-1と書いてあるのと申請地3-2と書いてあるところでした。

許可要件については、資料4の5ページに掲載しております。

今回の方は、これまで農地を持っていない方でして、今回申請した農地を取得することで、大岩の下限面積10アール以上の要件を満たすという方です。気になるのは、これまでの農作業経験ということになるんですけども、親戚の方が田んぼや畑を持っておられて、それを手伝ってしているということで、経験は人並みぐらいあるとのことでした。

それから、申請地の現状と今後の予定ですけれども、現在は両筆とも休耕中になるんですけども、3-1の部分は、こちらは譲受人の家の裏に当たる畑でして、そちらのほうには野菜等の作付けを予定しているそうです。それから、3の2のほう、広いほうですけれども、先ほど農業用倉庫が置いてあったところと報告したところでした。こちらは、栗とかブルーベリーといった果樹を植える予定だそうです。

<p>議 長</p>	<p>説明は以上となります。</p> <p>説明が終わりました。 質疑を求めたいと思います。 質疑のある方、挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。一括でさせていただきますので。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成。処理のほうをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」。</p> <p>平成26年5月1日付で、農地法第5条第1項の規定による許可を受けた転用事業について、下記のとおり事業計画変更申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。</p> <p>西川より説明をさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の14ページになります。</p> <p>これまで毎月お話ししていた、****が建つ予定だった場所の事業計画変更ということで受理しております。こちらについては、平成26年度に許可を受けておりまして、場所については、本庄****ほか3筆を転用して、コンビニエンスストアを整備するものでした。平成26年5月1日付で県の許可を受けており、このたびの変更申請では転用目的と申請人の変更ということで出ております。</p> <p>内容の説明に入る前に、許可年が26年度ということで、古い事案になるので、26年からの流れをまとめたので、そちらから説明したいと思います。</p>

資料のほうが5の7ページ、一番最後のページです。

先ほどから説明してมาすように、こちらは平成26年3月20日に申請を受理してมาして、その翌年度、平成26年度の第1回の4月の農業委員会にかけて、4月14日付で進達をし、5月1日に県から許可通知を受けています。その際に、審査した段階では、平成26年5月から7月が工期ということで、7月には完成予定ということで許可が出ておりました。それから、許可からは半年後の11月7日付で、当時の事業者であった****さんから進捗状況報告が提出されています。その中で、都合によって、平成27年2月まで完了がずれるということは報告をされております。それから、詳細な日時は不明なんですけど、11月と書いて来ますけど、11月以降ですね、26年11月以降に、****のほうからコンビニエンスストアの出店を断念して、後継の事業者を探しているところですよという報告等、農業委員会のほうで受け付けて来ます。この出店の中止の理由としては、****がフランチャイズ店の形式を取っていて、そのオーナーさんが出店直前に中止したいとなったことを申し出られたそうで、それを受けて****も直営で事業を継続しようということも検討されたらしいんですけども、規模が大きくて、直営では難しいという判断をされて、後継の事業者を探しているということになったようです。その間に、そこから****さんのほうは後継の事業者を探すという状況の中で、たまたま本庄地区のほうに地籍調査が入り来まして、ちょうどこの土地が平成27年10月13日に地籍調査の所有者の立会、それから28年5月26日に、農業委員会の担当委員の立会がありました。ここで、本来はあってはならないことでは来ますけども、転用途中であつたんですけども、田から雑種地への変更確認を行って来ます。

それから、平成29年から令和2年、去年、令和3年の冬ぐらまでの間、継続的に****とは連絡を取りながら、いろんな後継事業者を****さんも探しておられて、ドラッグストアであるとか、サービス付高齢者住宅などとか、いろいろな話があつたんですけども、いずれも断念をされたということがありました。

それから、令和3年、今年に入ってからですけども、2月16日に、役場の地籍調査の担当課が、登記地目の変更を法務局へ提出して、登記地目が田から雑種地へ変わって来ます。

それから、2月18日に、今回後継の事業者として出て来ます****というドラッグストアですけども、その出店のための転用の相談が、工事の施工業者である****から依頼を受けた設計事務所から、農業委員会の事務局のほうにありました。当初の敷地と、さらに北側ですね、線路側の農地も併せて建築を予定したいというものでした。その話を受けて、4月19日に東部農林事務所、あとは県の経営支援課、農業委員会事務局のほうで協議を来まして、今回この申請についてどのような手続をしようかというこ

とで協議をしました。当初事業者のもともとの敷地部分については、取消し願いを提出することと、それから新規の転用となる北側の本庄****という部分については、新規の転用として申請を提出、併せて提出をしていただくという指導をしていくこととなりました。その旨は今回事業予定者のほうに連絡をしております。

それから、音沙汰がなく、8月末に、現場で工事が着工しているという連絡等を受けまして、今回事業者のほうに工事中止と許可取消申請等の提出を依頼をしております。その際に、追加で転用申請予定だった本庄****については利用しないこととなった旨の報告を受けます。つまりもともとの転用範囲での出店をしようということになったという連絡をこのときに受けてます。9月9日に、そのことを東部農林事務所へ報告しました。それから、9月14日に、当初事業者と地権者から5条許可の取消申請書のみが提出をされました。この件については、県と協議中であったため、この許可取消申請書については受理せず、保留としていました。9月15日に、東部農林事務所から、取消し願いは追加部分の転用申請があった場合の手続きであって、要は北側の農地の新規申請と併せの場合の転用手続きであって、当初敷地部分のみであれば変更申請というものが必要であるということ今回転用事業者へ伝えました。それから、県の指導を受けて、既に着工している件については、工事中止とまでは言わないけれど、適正な処理、変更申請を早急に提出することという点をダイワハウスのほうへ伝えました。それから、今、11月29日に、事務局へ変更申請書が提出されております。

長くなりましたけども、以上のような経過がありました。

それでは、資料5の1ページで説明させていただきますけども、土地の所在については、先ほども言いました本庄****。それから、土地の所有者については、平成26年の申請当時は****さんという方だったんですけども、お亡くなりになられてまして、息子さんの****さんが、今現在の所有者となっております。それから、当初の転用事業者、株式会社****です。それから、事業承継者は、****株式会社ということです。出店する店舗はドラッグストアですけども、もともとの建物のリース会社は****株式会社、東京の会社です。不動産の賃貸借管理事業等をされてる会社ということです。

それから変更箇所である転用目的ですけども、基本的には店舗の建築ということで変わりませんが、コンビニエンスストアであったものがドラッグストアになる。それから、店舗の広さが、変更前は180.50平米であったものが1,257平米、広い店舗になる。それから、駐車場が、コンビニの場合は駐車場を広く取っておいりましたので、大型車11台、普通車20台といったものが、普通車53台になっております。必要性等につ

いては、当時と変わらず、バイパスの合流地点にあって、目に留まりやすい申請地が最も適しており、広さの面でも農地以外で転用目的を達成できる土地はないということです。

それから、4番の立地基準ですけれども、こちらも申請当時と変わらず、2種農地で、ほかの農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地となっています。

これについては、資料の5ページ。

こちらのほうで、申請地は赤く囲ってあります。ガソリンスタンドの隣になります。JR線と国道9号線に挟まれた小集団の農地となります。JR線より北側は、農振農用地の大規模な農地ですが、このJR線と国道9号線に挟まれている小集団の農地ということになっております。

許可根拠規定については、代替地なしということ。

それから、営農条件については、申請地の北側は貸渡人所有の田、それから南側は公衆用道路、東側は水路を挟んで宅地、ガソリンスタンドですね、それから西側に水路を挟んで田となっています。

それから、5番の一般基準ですけれども、他法令許可は、開発行為事前協議済みで、開発行為許可不要ということだそうです。建築基準法についても許可見込み。

規模の妥当性については、土地利用計画図を4ページに掲載しています。

北側に寄せて店舗を建てて、南側には駐車場を53台分建築というような感じです。土地利用計画図から妥当な規模となっております。

それから、被害防除計画ですけれども、こちらについては当初事業の工事で既に、1メートルから1.4メートル盛土整地されて、既に境界のほうにL型擁壁が設置済みでありました。雨水は集水柵を設置して、西側と東側の既存水路へ放流ということです。それから、汚水は公共下水道へ接続となっています。

それから、4番の資金調達計画ですけれども、盛土整地は終了していますので、店舗の建築費用とか駐車場の舗装費用等で合計****円という資金計画で、資金については全額自己資金のみです。資金計画以上の額のみずは銀行の残高証明書が添付されております。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

議長

説明は終わりました。長い提案でしたが、施工業者に手続をするよう依頼をしてきたところ。

何か質問がありましたら、受付いたします。

1番

1番です。完成予定っていつですか、完成予定。

事務局 完成予定は1月の完成予定なんですけども、オープンは2月、完成は1月です。

11番 11番ですけど、これ年商はどのぐらい。

事務局 決算書等は、今この会社のをもらっていないので、すみません。年商はドラッグストア事業だけでないと思いますが、この会社全体のものということですか。

11番 このドラッグストアの売上げ。

事務局 事業計画ですか。

11番 うん。

事務局 そこまではちょっと、販売の計画まではもらってないです。すみません。

11番 もう一つは、岩美町に及ぼす経済効果というのはどれくらいあるのですか。

議長 農地法で要るんかいな。

11番 要らんですか。

議長 農地法の規定に書いてあるもののみ提出を求めているようにしている。

事務局 そこまでは提出資料ではないという。
売上げがどれくらいあるのかというくらいは出してもらってもいいかもしれません。提出してもらえるかどうか確認して、来月の総会に報告させてもらいます。

議長 資金計画までは、転用事業が達成できるかまではチェックするように規則で書いてますけどね。経営状況までは、多分チェックしない。
では、今質問がありました、経営、事業計画といいますか、事業計画はまあまあいいとしまして、経営のほうの計画を提出できるか聞いてみるということ。

事務局 報告だけさせてもらおうということによろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 では、ないようですので、これほんなら採決へ、進達の採決を取るとい
うことで。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 では、採決のほうに入らせていただきます。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議
について」、進達してもよろしいでしょうという、承認される方、挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。長い間お世話になりました。全員賛成。進達
をお願いします。

それでは、議案第4号「令和3年度農用地利用集積計画第7号につい
て」、事務局をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号「令和3年度農用地利用集積計画第7号につい
て」。
別紙、令和3年度農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につ
いて、委員会の意見を求めます。
西川より説明をさせていただきます。

事務局 今回の農用地利用集積計画ですけども、利用権設定が13件と所有権移
転が1件の決定を求められています。
まず、利用権設定のほうですけども、16ページのほうに申出書をつけ
ています。上から6件が相対で、その後7件が機構への貸付分となってい
ます。
17ページのほうに、相対の各筆明細をつけておりますけども、賃借権
によるものが1件1筆、1,310平米、それから使用貸借によるものが
5件18筆、2万1,909平米となっております。
それから、開きまして18ページのほうです。
こちら側は機構分の各筆明細となつてまして、相対の解約、これは相対

の期間満了により機構に貸し出したもの、それから自作地であったもので機構へ貸し出されたものとなっています。賃借権による賃貸借によるものが7件10筆、1万5,665平米です。使用貸借はありません。

それから、続いて今回は所有権の移転のほうです。

19ページに、申出書をつけておりますが、こちら中間管理機構を通じた売買事業になります。今月の利用集積を承認いただきましたら、来月に所有権移転予定になるものを、****のほうへ移転予定です。20ページに、各筆の明細を添付しています。それから、鳥取市の****さんの破産管財人の弁護士****さんから担い手育成機構へというもので1件1筆、1,045平米となっています。今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適切であると考えています。

今回の議案が通りましたら、来月には所有権移転で、担い手育成機構からいわみ農産さんのほうへ所有権の移転となっています。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。

よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決をしていただきます。

議案第4号「令和3年度農用地利用集積計画第7号について」、賛成の方の挙手をお願いをいたします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

事務局

それでは、議案第5号「令和3年度農用地利用配分計画第9号について」、説明をお願いします。

議案第5号「令和3年度農用地利用配分計画第9号について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局 22ページのほうに、今回の配分計画の各筆明細を載せています。6件10筆、1万5,474平米について意見を求められています。
資料6のほうに、今回配分させる筆と配分予定者の色分けした地図をつけておりますので併せてご覧ください。
説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 説明は終わりました。
では、配分計画のほう。

議長 それでは、順次進めていただきます。
整理番号1番の****さんの配分について、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、1番の****の配分計画、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

議長 それでは、続いて2番の****の配分計画について、ご意見を伺います。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、2番****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

12番 後ほどで良いので、賃料のところ****円もかけとるが、聞いてみたい。

議長 では、3番****さん。

議 長 それで、3番****さんの配分についてご意見のある方、挙手をお願いします。
 ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、3番****さんの配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成でございます。
 続いて、****さん。

議 長 続いて、4番の****さんの配分について、ご意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、4番****さんの配分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成でございます。
 では、5番と6番の****さんと****さんの配分について、ご意見がある
 方。
 ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決を取らせていただきます。
 5番と6番の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成でございます。
 それでは、以上で議案のほうは終わりですね。

議 長 続いて、その他のほうに入らせていただきます。

事務局 山本委員の質問についてお願いします。****の賃料****円について。

1 2 番 上田委員。ちょっと****円の料金にしてあるが、賃借料が、高いのではないですか。

3 番 うちは組合員は全員集落の人だけなんです。それで、ちょっと方法がない。今から見ればということなんですけど。地権者にも還元しようという思いで、最終的には法人が赤になり出したら、随時賃料は減らしますよ。それで、その次には地代も検討しますよということはあるんですけど、何とか地代は守りたいなあということでやっとする。けど、分からんです。でも、まあ何とか頑張ろうということでやっってるわけです。

1 2 番 なら、一律にしてあるわけですね。

3 番 ええ。と言いながらも、全部面積を図りましてね、土地改良にかかってない圃場もあるわけなんです。場所や面積によっては変えています。

1 2 番 場所によってね。

3 番 ええ、場所によって。

1 2 番 ありがとうございます。

議 長 では、その他のほうに入らせていただきます。事務局のほうで何かありましたら。

事務局 ①農地部会日程について
②活動記録簿について

質疑有りましたらどうぞ。

(発言なし)

議 長 では、ないようですので、来月の日程を決めます。。今度は11日、1月11日。

1 番

火曜日、何時からですか。

議 長

はい。新年1月11日1時半ということで、計画いたしますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。